## 雫石町農地賃借料情報

農地を貸し借りする際の目安として設定されていた<u>標準小作料</u>制度は、平成21年 12月に廃止され、これに代えて現在は、実勢の農地賃借料情報を提供しています。

令和5年1月から12月までの1年間に締結(公告)された農地の賃貸借における年間の賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

☆賃借料情報は、あくまで話し合いの参考とするためのものであり、 実際に契約を締結する際は収穫量、水利費、ほ場条件等を踏まえ、 **貸し手と借り手で十分に話し合い**のうえ、決定してください。

## ◎田の部

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
町全域	7,000	17,000	400	631	
雫 石	9,800	17,000	6,000	145	
御所	5,500	13,400	400	200	
西山	7,500	15,600	600	222	
御明神	4,300	7,400	2,400	64	

## ②畑の部

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
町全域	3,500	11,400	400	56	
雫 石		-	_	_	令和5年実績無し
御所	1,000	4,000	400	11	
西山	4,600	11,400	1,600	34	
御明神	3,000	3,000	3,000	11	

- ▷ データ数は集計に用いた筆数です(使用貸借(無償)は含んでいません)
- ▶ 賃借料を物納支給(玄米)としている場合は、60 kgあたり 11,900 円に換算しています
- ▷ 金額は算出結果を四捨五入し 100 円単位としています

【問い合わせ先】雫石町農業委員会事務局 電話:019-692-6414

貸し手、借り手で十分な話し合いをお願いします!